

【 環境部 】

件 名	南丹市美山町での不法投棄について（２）
申立概要 【受理 27.9.3】	<p>南丹市美山町の不法投棄に関する、京都府南丹保健所（以下「保健所」という。）の対応について、調査願いたい。</p> <p>(1) 不法投棄の行為者が保健所に対して嘘の報告をしているので、再調査を求める。</p> <p>(2) 現地を見に来た保健所職員が、不法投棄を否定した理由は何か。</p> <p>(3) 行為者は過去から継続して不法投棄を行っているが、保健所は、なぜ警察に通報、告発しないのか。</p> <p>など、全６項目</p>
確認事項 【通知 27.9.29】	<p>廃棄物の不法投棄事案については、通報があった場合、投棄されている現状確認、土地所有者や行為者等への聴き取り調査、法に基づく立入検査や報告徴収を行い、行為の事実関係を確認した上で、不法投棄と判断される場合には、当該行為者（投棄者、搬入者、投棄を承諾していた土地所有者等）に対し撤去等を求め、また、行為者が不明な場合などには、土地所有者に撤去と廃棄物が投棄されないよう適正な土地の管理を指導することとされている。</p> <p>申立ての内容について、状況は以下のとおり。</p> <p>(1) 行為者からの虚偽の報告について</p> <p>平成２６年１０月に保健所は行為者（M建設）に対し、廃棄物処理法に基づく報告徴収を行っているが、現時点で保健所としては、報告内容が虚偽と特定することはできないと判断しており、報告内容で判明した違反事実については、M建設に対して行政指導が行われている。</p> <p>(2) 保健所職員の発言について</p> <p>保健所職員が、本件事案が不法投棄に該当しないと判断、発言した事実はなく、廃棄物の不法投棄事案と認識し対応が行われている。</p> <p>(3) 警察への通報について</p> <p>保健所は、南丹警察署に情報提供を行うなど、連携を取りながら適切に対応されている。</p>